

平成 24 年度（第 1 回）高岡市男女平等推進市民委員会

会議録（要旨）

○ 日 時	平成 24 年 11 月 2 日（金） 10：30 ～ 11：40
○ 場 所	高岡市役所本庁舎 3 階庁議室
○ 出席者	・ 委 員 15 人（永山会長、吉田副会長、飯野委員、大平委員、北野委員、小泉委員、小間委員、澤委員、高梨委員、高柳委員、谷口委員、野崎委員、平尾委員、向委員、六瀬委員） ※欠席…伊藤委員、内山委員、尾崎委員、黒田委員、戸佐委員 ・ 高岡市 8 人（高橋市長、岡田経営企画部長、黒木経営企画部次長、柴田男女平等・共同参画課長、太田男女平等推進センター所長、大野副主幹、徳市主査、竹内主査） ・ 傍聴者 0 人
○ 内 容	1 開 会 2 市長挨拶 ●市 長 ・ 高岡市男女平等推進市民委員会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げる。 ・ 皆様方には、日頃から、本市における男女平等・共同参画の推進に格別なご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。 ・ 男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国の最重要課題と位置づけられている。本市においても、これまで、市民の皆様の積極的な活動とご協力のもと、男女平等・共同参画を推進するため、その基礎となる枠組みの整備を進めてきている。 ・ 本年 2 月には、市民委員会の皆様より多大なご協力をいただき、男女平等推進プランの見直しを行うとともに、新たに DV 対策基本計画を策定した。 ・ 本年度は、男女平等推進プランの重点課題に掲げている「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」や「若い世代への DV 予防・啓発」に取り組んでいる。 ・ 本日は、各種施策・事業の推進状況についてご報告し、皆様方には男女平等・共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題についてご審議願いたい。また、皆様からいただいた貴重なご意見については、今後の市の施策に反映していきたいと考えており、忌憚のないご意見を賜りたい。 ●事務局 - 委員・市当局紹介 3 会長・副会長選任 ・ 新委員による第 1 回目の委員会のため、高岡市男女平等推進条例第 25 条第 4 項の規定により会長選任 ・ 委員の互選により会長（永山委員）を選任。

◎ 会 長

- ・ 市民委員会の会長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
- ・ わが国では、平成 22 年 12 月に男女共同参画社会基本法施行後 10 年間の反省を踏まえて、第 3 次の計画が策定され、様々な取り組みが行われている。
- ・ この計画の基本的な考え方の中で、男女共同参画社会をつくる―それは、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ること、そして、今後一層充実した取り組みを通して男女共同参画の推進を図っていくとしている。
- ・ 高岡市においても、男女平等・共同参画社会の実現に向けて、「高岡市男女平等推進プラン」と「高岡市DV対策基本計画」を今後とも着実に進めていく必要がある。
- ・ 皆様方には、活発な議論が行われるようお願いしたい。

○ 副会長の選任

高岡男女平等推進条例第 25 条第 4 項の規定により、永山会長が、連合自治会の吉田委員を副会長に指名。吉田委員が承諾。

4 高岡市男女平等推進プランの取組状況と高岡市DV対策の取組状況について

◎ 会 長

- ・ 始めに、「高岡市男女平等推進プランの取組状況」と「高岡市DV対策の取組状況」について事務局より一括してご説明いただきたい。

● 事務局

- ― 男女平等推進プランの取組状況を、資料 1、2 により説明 ―
- ― DV対策の取組状況を、資料 3 により説明 ―

5 意見交換

◎ 会 長

- ・ ただ今の説明で、何かご質問やご意見はあるか。

○ 委 員

- ・ 重点課題 1、指標 No.1「審議会等の女性委員比率」と、指標 No.2「女性委員がいない審議会等の数」とわけられているが、その相関関係はどう認識されているのか。

● 事務局

- ・ 委員会の特性から女性を一概に省くものではないと考えている。女性からのご意見もいただけるように女性委員がいない審議会をなくすように各課への働きかけを行っている。

● 市 長

- ・ 各機関の代表等で組織している会議は、機関の代表とか法令の定めでやむを得ない場合もあるが、そこを弾力的にできれば、女性に就任をお願いすることもできる。主体的に選任できるものについては相当の数字にきていると思われるが、もう少し頑張れるところもあると思われるので委員の改選時期に配慮していきたい。

○ 委 員

- ・ 自治会長に女性の登用は進んでいるのか。

● 事務局

- ・ 現状は、男性が多い。先日の開催した男女平等EXPO高岡では、牧野校下によるアンケ

ート結果が報告されたが、女性の参画を進める機運が高まっている。女性の参画促進は、地域からお願いされたら女性が引き受け、男性がサポートしていく体制が必要であるが、地域の意識が徐々に広まってきている。

- ・ 今後とも講座やセミナー等において、女性の参画について啓発していきたい。

◎ 会 長

- ・ 私も先日のEXPOに参加した。校下でアンケートまで行い、意識改革に向けての取り組みが徐々に浸透し、高岡市はなかなか進んでいると感じた。

○ 委 員

- ・ 女性に自治会長になっていただきたいが引き受ける人がいない。最近は男性も引き受ける人が減ってきている。班長には女性が半数ほどいるが、会長となると現状では難しい。
- ・ 参考指標№12の「連合自治会長の女性比率」は№13の「自治会長の女性比率」があつてこそのものである。今の段階では難しい。

○ 委 員

- ・ JAには地域女性部があるが、地域の代表はほとんどが男性で、役員に女性があがってこない。そこで、JAの会長は、トップダウンで女性委員を2人登用した。連合自治会でもトップダウンでできる方法があるか模索してみてはどうか。
- ・ 指標№1の取組の中に、女性委員登用に関する相談体制とあるが取組を教えてほしい。

● 事務局

- ・ 毎年、各審議会等の女性委員の登用状況を確認している。女性登用が進まない理由を各担当課に確認しながら、解消方法について協議している。

○ 委 員

- ・ DVについて、民間支援団体パサパはDV被害者へ支援しているが市の支援はないのか。

○ 委 員

- ・ パサパは、会員による会費や事業に対する補助金などで運営している。被害者への支援としての貸付金は緊急時のみしており、その後の生活支援は公的援助が主になる。

● 事務局

- ・ センター相談室の相談員と連携して、あくまで一時的な支援としての貸し付けであったり補助であったりするもので、パサパさんと連携ができることを、たいへん有難く思っている。

○ 委 員

- ・ 全国人権大会が10/17～10/19に大分県で開催された。広島県の先生のお話の中で、「希薄化は地域住民だけでなく、家族・家庭においても起こっている。社会全体のコミュニケーションの形が変わってきている。すなわち無縁社会になってきている。殺害事件の半数が親族間でおきている」と言われていた。これはDV・虐待にも関係していると思われる。

● 事務局

- ・ 相談室に寄せられている相談件数は増加しており、中でもDVに関するものが多い。今年4月より、相談室に配偶者暴力相談支援センターとしての機能を整備し、DVに対する被害者支援を整えている。

○ 委 員

- ・ DV対策の取組状況として「生活再建に向けた支援」の中で、市営住宅への優先入居が0

件とあるが、相談がないのか、空きがない状況だったのか。実際には保護命令も出ているようだが。

● 事務局

- ・ 一時保護は県に施設があり、そちらで受け入れている。そのあとの段階として市営住宅の入居が必要となれば発生するが入居には至らなかった。
- ・ 相談者の居住問題には、一般住宅や親族等との同居など本人の意向に沿って対応している。

○ 委 員

- ・ 市職員のワーク・ライフ・バランスの推進状況を伺いたい。ワーク・ライフ・バランスというと、どうしても育児と仕事と捉えるが、市の公表の中で、平成 23 年度の市職員の介護休暇取得者は 1 人のみであった。介護休暇・休業を取得できる職場環境となっているのか。どのような取組をなされているのか。有給休暇を優先して取得せざるをえないということはあるか。

● 事務局

- ・ ワーク・ライフ・バランスというと育児と仕事のイメージが強いが、介護についても考えていかなければならない問題である。取得者の仕事のフォローについては、課及び部全体として雇用体制も含めて考えていくものである。介護休業が必要な職員がいれば、上司が相談に応じる体制になっている。
- ・ 休暇の取り方については、本人の意識であり、有給で対応できない場合は介護休暇なり看護休暇を取得できるようになっている。

◎ 会 長

- ・ 介護は、超高齢化社会を迎えるにあたり、見過ごすことのできない問題である。今後さらに検討していく必要があると思われる。

○ 委 員

- ・ 指標№11「ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数」について、これから推進していきたいという事業所を募集するのか。

● 事務局

- ・ 現在取り組んでいる事業所を募集する。推進事業所認定制度は、懇談会でもご意見をいただきながら策定したが、認定要件はあえて厳しくはしなかった。これからの社会には、ワーク・ライフ・バランスが必要であるという意識を広げることが優先だと考える。今後とも意識啓発に努めたい。
- ・ 認定された事業所は、広報誌等で公表しながら他の事業所にも取組を促していきたい。

● 市 長

- ・ 事業所が社員募集の際に、認定事業所として表示できれば、事業所にもメリットがある。認定制度が浸透していけばと考える。

◎ 会 長

- ・ 高岡では独特の家内工業的な事業所が多い中、市内 10,401 事業所のうち、従業員 10 人未満の事業所は 8,400 になるという。ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定の目標数値について、事務局案では、1 年間で 5 事業所、5 年間で 25 事業所とあるが、25 事業所を目標数値としてよいのか。

● 事務局

- ・ 個々にはかなり努力はされているが、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるということを認識されていない。10 人未満の事業所が全体の 8 割を占める高岡で、小さな事業所が認識していかないと仕事と生活の両立が成り立たないと思われる。今後ともワーク・ライフ・バランスの取り組みの裾野を広げていくことで市全体の広がればと考える。
- ・ 今年度 10 月よりスタートしており、今年度の認定数は 5 事業所の予定である。5 年間の目標を 25 事業所としたい。

◎ 会 長

- ・ ただいまの提案について諮りたい。異議がないか。
ー了承されるー

○ 委 員

- ・ 重点課題 5、参考指標 24「夫は家事や育児に協力してくれていると思う妻の割合」はどのように調査したものか。

● 事務局

- ・ 乳児健診の際に、アンケート調査している。

○ 委 員

- ・ DV被害者支援の会パサパでは、自助グループ活動を行っている。DV被害者といっても日常充実した生活を送っている人もいるが、2次被害にあっている人もいる。職場で、被害者本人でなくとも、同僚が上司から大きい声を出されるだけで、被害者は敏感なので、具合が悪くなる。職場で大声を出されることや、暴力的に物事が行われることは誰にとっても良い環境ではない。DVとワーク・ライフ・バランスは別々に考えられがちだが、市民は様々なところに係って生きている。DV問題を頭の隅に置きながら、ワーク・ライフ・バランスなどにも取り組んでいただきたい。
- ・ 認定された事業所にも、DVについて周知を図るなど取り組んでほしい。

● 事務局

- ・ 高岡市においては、新採職員と主査研修においてDVに関する講座を行い、職員の理解を深めている。

6 会議のまとめ

◎ 会 長

- ・ 市当局においては、本日各委員から出された意見・提案等も踏まえ、今後、各種施策の推進に努めていただくよう要望する。また、各委員には、今後とも、それぞれのお立場でのプラン推進にご協力いただくように要望する。

● 市 長

- ・ 女性委員の登用については、女性の社会的な活動の場を広めることが必要であると考え。ご活躍いただくことで自信をつけることが人材育成につながると考える。女性登用が進めば、他の組織でも女性の登用が促進される。
- ・ ワーク・ライフ・バランスにおいては、いままで顕在化していなかったものが、認定し紹介することで、見習うべき対象や自分たちも行っていたことだと、ワーク・ライフ・バランスを認識してもらう効果がある。ワーク・ライフ・バランスの取り組みが一般化するよ

う心掛けていく。

- ・ 無縁社会は縁がなければ問題も起きないのだが、縁があるので問題が起きる。男女の問題も含め家庭・地域で解決されず、個と個の問題について起こる。それをどう緩和し、解決していくか、相談業務を充実していきたい。そのためには、関係団体の皆様にもご協力いただくよう、関係団体とのネットワークを構築していきたい。

● 事務局

- ・ これで本日の高岡市男女平等推進委員会を終了とする。

〔以 上〕